

大和市監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年9月30日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 中 村 一 夫

1 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監 査 対 象

団 体 ①大和市コミュニティセンター中央林間会館管理運営委員会

②大和市コミュニティセンター西鶴間会館管理運営委員会

所 管 部 局 市民経済部生活あんしん課及びこども部こども・青少年課

指定管理施設 ①大和市コミュニティセンター中央林間会館及び中央林間児童館

②大和市コミュニティセンター西鶴間会館及び西鶴間児童館

3 監査対象期間 令和6年4月～令和6年8月

4 監 査 年 月 日 令和6年9月30日

5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。

団体に関する事項

- ・ 協定書に基づく義務の履行に関する事務

所管部局に関する事項

- ・ 指定管理業務の履行確認に関する事務

6 主な着眼点

団体に関する事項

- ・ 協定書に即して、適正に業務が遂行されているか
- ・ 現金、切手、証紙等の出納・保管・管理は適正か

所管部局に関する事項

- ・ 履行確認は、報告書等により適正に行われているか
- ・ 指定管理者に対して適切に指導・監督を行っているか

7 監査結果

施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。